

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 成 蹊 会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人成蹊会（以下「法人」という。）の、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償につき必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 役員等の勤務実態に応じ、別表第1の報酬を支給する。但し、役員等のうち法人の職員については、適用しない。

(費用弁償)

第3条 役員等の勤務実態に応じ、費用弁償として別表第2の旅費又は通信費を支給する。但し、役員等のうち法人の職員については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて旅費規程により支給することができる。

(報酬等の支給)

第4条 第2条及び第3条の支給については、勤務の都度支払うものとする。

(公表)

第5条 法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 2年 5月20日より施行する。

別表第1 (報酬)

区分	金額
役員等	出席1回につき 5,000円

別表第2 (費用弁償)

区分	金額
役員等	出席1回につき 500円 (片道10km未満) 出席1回につき 1,000円 (片道10km以上20km未満) 出席1回につき 2,500円 (片道20km以上) ウェブ会議出席1回につき 通信費として3,000円